4-2 自然再生計画

1) 短期計画による取り組み

(1) 越波防止堤の延長

北側砂浜部の海岸侵食が進んだ砂浜では、既に河川技術の伝統的な工法である木工沈床工を活用した、越波防止堤が設置され、その背後は砂浜植生が発達し砂浜が安定し、潟内への砂の持ち込み防止効果が確認されている。

また、現状では既設越波防止堤の両端の未設置区域が越波による潟への砂の持ち込みにより潟の 浅化、底質の砂質化が進行していることから、越波防止堤の延長を検討する。なお、これらの取り 組みの際には、砂礫環境を好むコアジサシ等の営巣地復元活動の取り組みや砂丘植物群落及び依存 する昆虫相の保全に配慮をしながら慎重に検討し、取り組みを進める。



(2) 導流堤の改修

現状では七北田川の水位変動や干満潮、気象条件などによる海水の流入量の変化がもたらす潟水の塩分上昇が見られる。また、底質の砂質化および砂の堆積が進み、水位も減少し浅化傾向が見ら

れる。現在も導流堤の石積が徐々に崩れ、満潮時に海水が導流堤を越流し、その効果が低減していることから、老朽化した導流堤の改修を 行うとともに、水門及び転倒堰の操作および通水断面の確保等の維持 管理が適切に行われるよう維持管理体制を整備する。

尚、取り組みの際には、取り組みの効果がもたらされているか検証 するためのモニタリング体制も検討し、順応的管理を目指す。



満潮時の導流堤

(3)鳥類の生息地保全と創出

蒲生干潟に生息する鳥類は、多様な植生環境に依存している。したがって、複合的な環境改善を 行うと同時に、各鳥類の生態に応じた採食、休息、営巣の場を提供する必要がある。具体的には、 ヨシ原の保全や潟周辺部の植生地・林地の維持・管理、海岸砂浜部におけるコアジサシ等の繁殖地 の創出、河口付近におけるコクガンの越冬地の保全などを検討する。

コアジサシ営巣環境保全対策の例



「蒲生干潟デコイ周辺に飛来するコアジ サシ」 日本野鳥の会宮城県支部提供



「新浜リサイクルセンターにてデコイを設置する 中学生」 千葉市ホームページより

(4)計画的な利用者の誘導

現状は干潟の南側の区域に集中する生物に関わりのない人や無秩序な人の立ち入りが増加していることから、利用者の環境啓発等を促し、環境への配慮に対する認識を高める。また、健全な生態系の保全とこれを持続可能とする空間利用の両立を図るため、干潟の利用目的に応じたゾーニングを行い、利用計画およびそれに基づく利用ガイドラインを策定し、利用者の誘導に努める。

2) 中・長期計画による取り組み

(1)人工干潟の創出(澪筋の掘削、堆積砂の除去)

干潟は蒲生潟の生態系を維持、復元する上で最も重要な環境要素であるが、澪筋が消失したことにより、過去と比較し干出面積が減少している。すでに、これまでの取り組みの中で、潟内に侵入した砂を利用し、高度を潮位面に調節することにより人工干潟の創出を試みている。更に、生物相や水理条件等を検討し、潟湖内の澪筋の掘削、河口部導流堤付近や海岸部近傍に堆積した砂の除去対策を実施するとともに、浚渫底泥を転用し、堆積させることにより人工干潟を創出する。

(2)淡水源の維持

潟の水環境の変化を最小限にするために、淡水源の維持に努める。

(3)観察施設の設置

関係者の協力を得て、駐車場や車両進入防止柵等の設置のほか、観察舎・観察路等の施設整備を 行い、環境保全活動・環境教育等の機会を提供するとともに、自然との共存の理解を深めるため、 その活動を促進、支援する施設整備の検討を行う。

その際の施設管理については、自然再生事業の目的・内容を理解し、その活動に参加しようとす

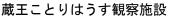
る地域住民や NPO、ボランティアが中心となって管理が行われるよう調整する。

なお、将来的には蒲生干潟の自然だけではなく、地域の風土や文化を可能な限り活用しながら、 多種多様な自然体験メニューの導入を検討し、地域のまちづくり活動と連携しながら、環境保全活動・環境教育を推進する。

さらに、蒲生干潟の取り組みを広めていくため、自然再生事業の実施状況や地域住民、NPO、ボランティア等のさまざまな関係者の活動情報を集約し、ホームページ等で一体的に情報発信する。

考えられる観察施設の例







谷津干潟観察壁

4-3 維持管理計画

1)維持管理計画

現在、想定される維持管理項目は、以下のとおりである。

現住、忠正される維持官連項目は、以下のとわりである。						
	維持管理項目					
自然再生施設の管理	越波防止堤、堆砂垣、導流堤等の維持補修					
干潟の環境管理	除草や土の耕転(水路の開削)等により、干潟面積を維持					
観察施設の管理	観察舎、観察路等の維持補修					
鳥類生息地保全活動	シギ・チドリ類、コアジサシ、コクガン等の渡り鳥の生息地保全活動の実施					
河川区域の維持管理	河口閉塞時の河道掘削、堤防の維持管理					
	潟湖内のゴミ漂着物の撤去					
海岸保全区域の維持	砂浜進入防止柵の維持補修、砂浜のゴミ漂着物の撤去、港湾緑地の維持管理					
管理						
鳥獣保護区特別保護	鳥獣保護区特別保護区内の巡視・監視					
区の監視	車両進入等の利用者マナーの監視					
モニタリング	モニタリングの実施(例)地形測量、植生調査、鳥類、底生動物、水質調査					
	等					
環境教育等への活用	地域住民、ボランティア活動の支援					
	総合学習における環境教育への活用を支援					
	一般市民、県民への自然観察会、環境ガイドの実施					

※維持管理計画の詳細については、今後、協議会の中で自然再生実施計画を策定する際に、多様な主体とともに柔軟に策定するものとする。



5 - 1 役割分担

1) 各主体の役割分担

各主体の基本的な役割と関係図を表 5-1-1 と図 5-1-1 に示した。 また、表 5-1-2 には目標を達成するための取組みにおける役割分担(案)を整理した。

表 5-1-1 各主体の基本的な役割

参加者	基本的な役割
地域住民	地域振興、まちづくりの視点から、蒲生干潟の保全、再生活動に参加。
NPO等	地域を越えた活動を通して、環境保全活動・環境教育等への市民参加の呼び
	かけ、実践、及び広報活動を実施。
学識経験者	NPO・ボランティア・教育関係者等の実施者へのアドバイス。
	モニタリング結果の評価及び再生計画への技術的な指導助言。
教育関係者	環境教育の視点から蒲生干潟の保全、再生活動に対し、児童の積極的な参
	加・交流の手法を検討する。
環境省	「鳥獣保護区保護管理計画」に基づく、実施者への指導助言。
国土交通省	河川及び港湾に関する技術的な助言。
仙台市	地域住民・NPO等の保全、再生活動への支援と調整。
宮城県	各再生計画の進行管理、協議会の運営、自然再生施設の整備。

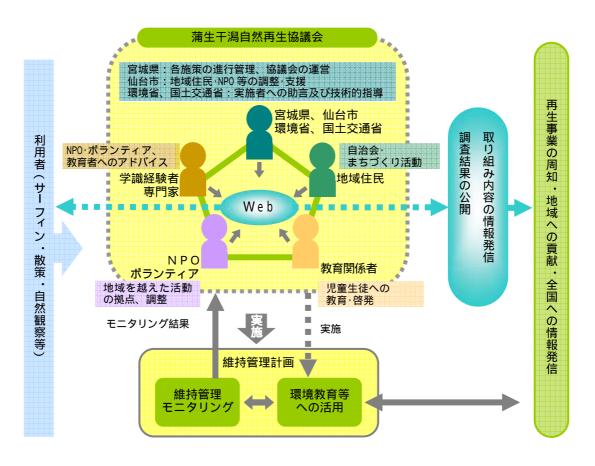


図 5-1-1 各主体の関係と情報ネットワーク

表 5-1-2 目標を達成するための取り組みにおける役割分担(案)

実	参加者施項目	地域住民	公募委員	一般市民・県民	サーフショップユニオン	クリーンアップ蒲生	広瀬川の清流を守る会	蒲生を守る会	日本雁を保護する会	日本野鳥の会	経験	教育関係者	環境省	国土交通省	仙台市	宮城県	実 施 内 容
蒲	生干潟自然再生協議会																全体構想及び実施計画協議及び実施に係る連絡調整。
	越波防止堤の延長																NPO 等,学識者,環境省,国土交通省の指導・助言により,宮城県
	 導流堤の改修																環境生活部自然保護課が主体的に,土木部と連携して自然再生施設
短期	43.00 K 32 K/2																の整備事業を実施する。
計画	鳥類の生息地保全と創出																NPO等の指導により、児童・市民・県民が参加し、コアジサシの営
																	単地復元及びシギ・チドリ類やコクガンの生息環境整備を行う。
	計画的な利用者の誘導																コアジサシ営巣地周辺地の立入規制や,干潟内の利用者の誘導など を行う。
																	で1) J。 NPO 等 , 学識者 , 環境省 , 国土交通省の指導・助言により , 宮城県
	人工干潟の創出(澪筋の																環境生活部自然保護課が主体的に,土木部と連携して自然再生施設
中・	掘削、堆積砂の除去)																の整備事業を実施する。
長期	淡水源の維持																学識者の指導により、宮城県は、淡水源維持に努める。
計画	知宛佐れの記器																鳥獣保護区保護管理計画に基づき,野鳥を観察するための案内板,
	制察施設の設置																観察壁等の観察施設を整備する。
	 維持管理体制・方法																鳥獣保護区保護管理計画に基づき,市民・県民の参画と協働により,
	推讨官连体的。																各行政機関が連携し,維持管理を実施する。
維持	 モニタリング項目・手法																学識者の指導により , NPO等と市民・県民が連携して , モニタリ
管理																	ングを実施する。
計画	モニタリング結果の評価																学識者が中心となり,モニタリング結果を評価し,協議会に報告し,
																	必要に応じて再生計画を修正する。
	環境教育等への活用																全体構想に沿って,蒲生干潟に自然再生に係る環境教育や市民・県
																	民の参加を促進するための行動計画を作成し、実施する。

出典一覧

・出典 :「宮城県環境生活部自然保護課資料」(宮城県)

・出典 :「宮城県土木部河川課資料」(宮城県)

・出典 :「仙台市資料」(仙台市)

・出典 :「蒲生干潟の環境保全に関する基礎的研究」(1975年 宮城県)

・出典 :「蒲生干潟の生態学と保全手法」(2001年 宮城県)

・出典 :「仙台湾海浜地域保全の進め方」(平成12年 宮城県)

・出典 :「平成12年度国設仙台海浜鳥獣保護区野生鳥獣との共生環境整備事業調査」

(平成13年 国土環境株式会社)

・出典 :「平成14年度蒲生干潟環境調査業務報告書」

(平成15年 宮城県・パシフィックコンサルタンツ株式会社)

・出典 :「平成15年度蒲生干潟環境調査業務報告書」

(平成16年 宮城県・パシフィックコンサルタンツ株式会社)

・出典 :「平成16年度蒲生干潟環境調査業務報告書」

(平成17年 宮城県・パシフィックコンサルタンツ株式会社)

・出典 :「仙台湾海浜地域保全計画(学術報告編)」(平成11年 宮城県)

・出典 :「蒲生海岸鳥類生息調査結果 1971-2003」(2004年 蒲生を守る会)

・出典 :「海の自然再生ハンドブック - その計画・技術・実践 - 第2巻 干潟編」

(平成15年 国土交通省港湾局)

・出典 :「蒲生を守る会資料」(2006年 蒲生を守る会)

別資料

資料 1 蒲生干潟自然再生協議会規約

資料 2 蒲生干潟自然再生協議会委員名簿

資料 1 蒲生干潟自然再生協議会規約

(目的)

第1条本会は,蒲生干潟自然再生協議会(以下「協議会」という。)と称し,蒲生干潟の 自然再生の推進に必要となる事項の協議を行うことを目的とする。

(対象区域)

第2条 協議会で検討する自然再生の対象区域は,蒲生干潟及びその周辺とする。

(所掌事務)

- 第3条 協議会は,蒲生干潟に係る次に掲げる事務を行う。
 - (1) 自然再生全体構想の作成に関すること。
 - (2) 自然再生事業実施計画案について協議すること。
 - (3) 自然再生事業の実施に係る連絡調整を行うこと。
 - (4)その他自然再生の推進のために必要な事項

(構成)

- 第4条 協議会は,次に掲げる委員をもって構成する。
 - (1) 自然再生事業に参加しようとする地域住民
 - (2) 自然再生事業に参加しようとする団体又は法人の代表者
 - (3)自然環境に関し専門的知識を有する者
 - (4)国の関係行政機関及び関係地方公共団体の職員
- 2 委員の任期は3年とし,再任を妨げない。ただし,最初の委員の任期は,この規約の 施行の日から平成20年3月31日までとする。

(途中参加委員)

- 第5条 協議会は,前条第2項に定める任期中において,委員からの推薦があり,第9条 に規定する会議の議決が得られた場合は,新たな委員を途中参加させることができる。
- 2 前項の規定により途中参加する委員の任期は,第4条に規定する委員の残任期間とする。

(構成員資格の喪失)

- 第6条 委員は,次の事由によって,その資格を喪失する。
 - (1)辞任
 - (2) 死亡, 失踪の宣言
 - (3)所属する団体又は法人の解散
 - (4)解任

(辞任及び解任)

- 第7条 委員を辞任しようとする者は,第11条に規定する運営事務局に書面をもって連絡しなければならない。
- 2 協議会は、その運営に著しい支障を来す場合は、第9条に規定する会議の議決に基づき一部の委員を解任することができる。

(会長及び副会長)

- 第8条 協議会に会長及び副会長を各1名置き,委員の互選によりこれを定める。
- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は,会長を補佐し,会長に事故あるとき,又は欠けたときは,その職務を代理 する。

(協議会の会議)

- 第9条 協議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。
- 2 構成委員のうち,第4条第1項第2号及び第4号に規定する委員にあっては,その指 定する者を協議会の会議に代理で出席させることができる。
- 3 協議会の会議は,構成委員の過半数の出席をもって成立する。
- 4 協議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 5 会長は,協議会の会議の進行に際して専門的知見を有する者の意見を聴取することを 必要と認めた場合,協議会の会議に委員以外の者の出席を要請することができる。
- 6 協議会の会議の開催に係る経費は、原則として宮城県が負担する。

(検討部会)

- 第10条 協議会は,第14条に規定する運営細則の定めにより,検討部会を置くことができる。
- 2 協議会委員は検討部会に所属することができる。
- 3 検討部会に部会長及び部会長代理を各1名置き,検討部会委員の互選によりこれを定める。
- 4 部会長は,検討部会を代表し会務を総括する。
- 5 部会長代理は,部会長を補佐し,必要に応じその職務を代理する。
- 6 検討部会の会議は,部会長が招集し,その議長となる。
- 7 部会長は、検討部会の会議の進行に際して専門的知見を有する者の意見を聴取することを必要と認めた場合、検討部会の会議に検討部会委員以外の者の出席を要請することができる。
- 8 検討部会は,協議概要を第9条に規定する協議会の会議に報告する。

(公開)

第11条協議会の会議は,希少種の保護上又は個人情報の保護上支障がある場合を除き, 原則として公開する。

- 2 協議会の会議を開催する場合は,日時,場所等についてあらかじめ広く周知を図る。
- 3 協議会の会議の資料は,ホームページ等で公開する。
- 4 協議会の会議の議事結果は、要旨を取りまとめて議事要旨とした上で、ホームページ 等で公開する。

(運営事務局)

- 第12条 協議会の会務を処理するために運営事務局を置く。
- 2 運営事務局は,環境省東北地方環境事務所,宮城県環境生活部自然保護課,仙台市環境局環境部環境管理課,蒲生を守る会,日本野鳥の会宮城県支部で構成し,共同で運営する。
- 3 運営事務局は,次に掲げる事務を行う。
 - (1)第9条に規定する会議の議事に関する事項
 - (2)第11条に規定する会議の議事要旨の作成及び公開に関する事項
 - (3)その他協議会が付託する事項

(規約改正)

第13条 この規約は,第4条に規定する協議会の委員の発議により,協議会の会議の議 決により,改正することができる。

(運営細則)

第14条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、第9条に 規定する協議会の合意を得て、会長が別に定める。

附 則

この規約は,平成17年6月19日から施行する。

附 則

この規約は,平成17年11月20日から施行する。

附 則

この規約は,平成18年 9月16日から施行する。

資料2 蒲生干潟自然再生協議会委員名簿(敬称略)

(1) 学識者(五十音順)

区分	分 野	氏 名	所 属 等
学識者	水理学	上原 忠保	東北学院大学工学部環境建設工学科教授
(9名)	動物生態学(微生物)	菊地 永祐	東北大学東北アジア研究センター教授
	動物生態学(昆虫)	郷右近 勝夫	東北学院大学工学部環境建設工学科准教授
	海岸工学	澤本 正樹	東北大学大学院工学研究科教授
	動物生態学(底生動	鈴木 孝男	東北大学大学院生命科学研究科助教
	物)		
	環境水理学	田中 仁	東北大学大学院工学研究科教授
	環境生態学(植物生	内藤 俊彦	宮城植物の会会長・元東北大学附属植物園教官
	態)		
	環境生態工学	西村 修	東北大学大学院工学研究科教授
	植物生態学(環境教	平吹 喜彦	東北学院大学教養学部地域構想学科教授
	育)		

(2) 地元関係者(五十音順)

区分	氏 名	所 属 等
地元	遠藤 廣明	仙台サーフショップユニオン 会長
関係者	片桐 睦男	仙台市宮城野区高砂地区町内会連合会 会長(蒲生町内会 会長)
(5名)	平出 亜	仙台市青葉区
	平山 勲	仙台市宮城野区中野港町内会 会長
	古山 洋一	仙台市立中野小学校教頭

(3)NPO等(五十音順)

区分	氏 名	所 属 等
NPO等	伊藤 実	クリーンアップ蒲生
(5名)	日下 均	広瀬川の清流を守る会 代表理事
	熊谷 佳二	蒲生を守る会
	呉地 正行	日本雁を保護する会 会長
	竹丸 勝朗	日本野鳥の会宮城県支部を支部長

(4)行政機関

区分	分 野	氏 名	所 属 等
行政機関	国土交通省	足立 徹	東北地方整備局仙台河川国道事務所長
(7名)		藤田 隆	東北地方整備局港湾空港部海洋環境・技術課長
	環境省	橋本 佐内	東北地方環境事務所自然再生企画官
	仙台市	森谷 拓之	環境局環境部長
	宮城県	伊藤 直司	土木部次長(技術・河川担当)
		藤吉 信之	土木部次長(技術・港湾担当)
		安齋 文雄	環境生活部次長(技術担当)

H20.3.31 現在